

XI. 学生交流協定一覧

(別表)

大学等	協定種別	本学締結学院	締結研究科等
東京大学	学生交流	全学院	理学系研究科, 工学系研究科, 数理科学研究科, 情報理工学系研究科
お茶の水女子大学	学生交流	全学院	人間文化創成科学研究科
東京外国語大学	学生交流	全学院	総合国際学研究科
東京医科歯科大学	学生交流	全学院	医歯学総合研究科
慶應義塾大学	① 学生交流	工学院, 物質理工学院, 環境・社会理工学院	経済学研究科
	② 学生交流	理学院, 工学院, 物質理工学院 環境・社会理工学院	理工学研究科
早稲田大学	学生交流	工学院, 物質理工学院, 環境・社会理工学院	経済学研究科 政治学研究科
総合研究大学院大学	学生交流	全学院	全研究科

京都大学	① 学生交流	理学院, 工学院, 物質理工学院 環境・社会理工学院	理学研究科
	② 学生交流	理学院, 工学院, 物質理工学院 環境・社会理工学院	工学研究科
名古屋大学	学生交流	情報理工学院 環境・社会理工学院	工学研究科 情報学研究科
東京理科大学	学生交流	理学院	理学研究科
四大学連合	教育研究交流	全学院	全研究科等
神奈川県内の大学間における 学術交流に関する協定書・覚書	学術交流	生命理工学院	覚書に付属の別表参照

東京工業大学と東京大学との間における学生交流に関する協定書

東京工業大学及び東京大学は、両大学の規則の定めるところにより、東京工業大学大学院と東京大学大学院との間において、両大学の学生が相手大学大学院の授業科目を聴講し、単位を取得することを相互に認めることについて合意に達したので、ここに協定書を取り交わす。

1. 本協定書の実施に関する細部の事項については協定書に付属する「覚書」に記載するところによる。
2. 本協定の実施について必要な事項は両大学の協議により処理するものとする。
3. この協定書は平成7年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

平成6年10月1日締結の「東京工業大学と東京大学との間における学生交流に関する協定書」は、平成7年3月31日限り、これを廃止する。

平成7年4月11日

東京工業大学長

平成7年4月11日

東京大学総長

東京工業大学と東京大学との間における学生交流に関する覚書

平成 7 年 4 月 11 日付けで東京工業大学と東京大学との間で取り交わした協定書に基づく、東京工業大学の各学院と東京大学大学院理学系研究科、工学系研究科、数理科学研究科及び情報理工学系研究科（以下「両大学院」という。）との間における学生交流に関しては、この覚書により実施するものとする。

1. この覚書による学生交流の対象は、両大学院の修士課程若しくは博士後期課程又は専門職学位課程に在学する大学院学生に限るものとする。
2. 両大学院の学生が、相手大学の学院又は研究科の大学院授業科目の履修及び単位の取得を希望するときは、その聴講を許可するものとする。
3. 両大学院は、聴講を許可した学生を「特別聴講学生」と呼称するものとする。
4. 両大学院が聴講を許可する大学院授業科目及び授与する単位数は、修士課程及び博士後期課程を通じて 10 単位、専門職学位課程にあつては 15 単位以内とする。
5. 聴講を許可する大学院授業科目は、両大学院の協議によって定めるものとする。
6. 両大学院は、特別聴講学生候補者を所定の様式により相手大学の学院又は研究科あてに推薦するものとする。
7. 両大学院は、前項により推薦のあつた候補者の中から特別聴講学生を決定し、相手大学の学院又は研究科あてに通知するものとする。
8. 特別聴講学生が聴講した大学院授業科目の成績の評価及び単位の授与については、自大学の学院又は研究科の学生の場合と同様の方法によって行うものとする。
9. 両大学院は、前項に定める成績及び単位については、学期末に相手大学の学院又は研究科あてに報告するものとする。
10. 両大学院は、特別聴講学生が聴講する上で必要な設備の利用については、便宜を供与するものとする。
11. 特別聴講学生の聴講料は徴収しない。
12. 両大学院において、特別聴講学生として聴講が許可された学生に対し、学生教育研究災害傷害保険等の加入を義務付けるものとする。

13. この覚書の定めるもののほか、必要な事項を定める場合は、両大学院の協議により処理するものとする。
14. この覚書は、平成28年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

平成17年10月11日制定及び平成22年3月30日制定の「東京工業大学と東京大学との間における学生交流に関する覚書」は、平成28年3月31日限り、これを廃止する。

ただし、平成17年10月11日制定の同覚書に関して、平成28年3月31日以前に東京工業大学大学院の各研究科に入学し、引き続き在学する者の学生交流については、なお従前の例による。

平成 28 年 4 月 1 日

東京工業大学
理学院長

平成 28 年 4 月 1 日

東京大学大学院
理学系研究科長

東京工業大学
工学院長

東京大学大学院
工学系研究科長

東京工業大学
物質理工学院長

東京大学大学院
数理科学研究科長

東京工業大学
情報理工学院長

東京大学大学院
情報理工学系研究科長

東京工業大学
生命理工学院長

東京工業大学
環境・社会理工学院長

東京工業大学とお茶の水女子大学との
間における学生交流に関する協定書

東京工業大学及びお茶の水女子大学は、両大学の規則の定めるところにより、東京工業大学大学院とお茶の水女子大学大学院との間において、両大学院の学生が相手大学大学院の授業科目を聴講し、単位を取得することを相互に認めることについて合意に達したので、ここに協定書を取り交わす。

1. 本協定書の実施に関する細部の事項については、協定書に附属する「覚書」に記載するところによる。
2. 本協定の実施について必要な事項は、両大学の協議により処理するものとする。
3. この協定書は平成 6 年 4 月 1 日から効力を有するものとする。

平成 6 年 4 月 8 日

東京工業大学長

平成 6 年 4 月 8 日

お茶の水女子大学長

東京工業大学とお茶の水女子大学との間における学生交流に関する覚書

東京工業大学とお茶の水女子大学との間で平成6年4月8日に取り交わした協定書に基づく、東京工業大学学院とお茶の水女子大学大学院（以下「両大学院」という。）との間における学生交流に関しては、この覚書により実施するものとする。

- 1 東京工業大学理学院，工学院，物質理工学院，情報理工学院，生命理工学院及び環境・社会理工学院の修士課程，博士後期課程及び専門職学位課程に在学する学生が，お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科において，大学院授業科目の履修及び単位の取得を希望するときは，その聴講を許可するものとする。
- 2 お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科に在学する学生が，東京工業大学理学院，工学院，物質理工学院，情報理工学院，生命理工学院及び環境・社会理工学院の修士課程，博士後期課程及び専門職学位課程において，大学院授業科目の履修及び単位の取得を希望するときは，その聴講を許可するものとする。
- 3 両大学院が受け入れた学生の身分は，「特別聴講学生」と呼称するものとする。
- 4 両大学院が大学院授業科目の聴講を許可し認定することのできる単位数は，当該学生の所属する大学の規則の定めるところによるものとする。
- 5 両大学院が聴講を許可する授業科目は，両大学大学院の協議によって定めるものとする。
- 6 両大学院は，特別聴講学生候補者を所定の様式により相手方あてに推薦するものとする。
- 7 両大学院は，前項により推薦のあった候補者のうちから特別聴講学生を決定し，相手方学あてに通知するものとする。
- 8 両大学院は，受け入れた特別聴講学生が聴講した大学院授業科目の成績の評価及び単位の認定については，自大学学院又は，自大学大学院研究科の学生と同様の方法によって行うものとする。
- 9 両大学院は，前項に定める成績及び単位を前学期末及び後学期末に相手方あてに通知するものとする。
- 10 両大学院は，特別聴講学生が聴講する上で必要な設備の利用については，便宜を供与するものとする。
- 11 両大学院は，受け入れた特別聴講学生の授業料は徴収しないものとする。

12 この覚書は、平成28年4月1日から効力を有するものとする。

平成28年4月1日

平成28年4月1日

東京工業大学
理学院長

お茶の水女子大学大学院
人間文化創成科学研究科長

東京工業大学
工学院院长

東京工業大学
物質理工学院長

東京工業大学
情報理工学院長

東京工業大学
生命理工学院長

東京工業大学
環境・社会理工学院長

東京工業大学と東京外国語大学との間における学生交流に関する協定書

東京工業大学及び東京外国語大学は、「四大学連合憲章」の精神に基づき、両大学の規則の定めるところにより、東京工業大学大学院と東京外国語大学大学院との間において、両大学の学生が相手大学大学院の授業科目を履修し、単位を修得することを相互に認めることについて合意に達したので、ここに協定書を取り交わす。

1. 本協定書の実施に関する細部の事項については、協定書に付属する「覚書」に記載するところによる。
2. 本協定書の実施について必要な事項は、両大学の協議により処理するものとする。
3. この協定書は、平成 14 年 4 月 1 日から効力を有するものとする。

平成 14 年 2 月 20 日

東京工業大学長

東京外国語大学長

東京工業大学と東京外国語大学との間における修士課程、
博士課程及び専門職学位課程学生交流に関する覚書

平成17年4月1日付けで東京医科歯科大学、東京外国語大学、東京工業大学及び一橋大学との間で取り交わした「大学院学生の教育研究交流」に関する協定書（以下「協定書」という。）に基づく、東京工業大学学院と東京外国語大学大学院（以下「両大学院」という。）との間における学生交流に関しては、この覚書により実施するものとする。

1. この覚書による学生交流の対象は、両大学院の修士課程若しくは博士後期課程又は専門職学位課程に在学する大学院学生に限るものとする。
2. 両大学院の学生が、相手方の授業科目の履修及び単位の取得を希望するときは、その聴講を許可するものとする。
3. 本覚書に基づき受入れる学生の身分は「特別聴講学生」と呼称するものとする。
4. 特別聴講学生が修得できる単位数は、当該学生の所属する大学の規則の定めるところによるものとする。
5. 特別聴講学生が履修できる授業科目は、両大学院の協議により定めるものとする。
6. 派遣大学は、特別聴講学生候補者を所定の様式により受入大学の学院又は研究科あてに推薦するものとする。
7. 受入大学は、前項により推薦のあった候補者のうちから特別聴講学生を決定し、派遣先大学の学院又は研究科あてに通知するものとする。
8. 特別聴講学生が履修した授業科目の成績の評価及び単位の授与については、受入大学の学院又は研究科の定めるところによる。
9. 受入大学は、前項に定める成績及び単位を、学期末に派遣先大学の学院又は研究科あてに報告するものとする。
10. 両大学院は、特別聴講学生が聴講する上で必要な設備の利用については、便宜を供与するものとする。
11. 特別聴講学生の検定料、入学料及び授業料は徴収しない。
12. この覚書は、平成28年4月1日から効力を有するものとする。

平成28年4月1日

東京工業大学
理学院長

平成28年4月1日

東京外国語大学大学院
総合国際学研究科長

東京工業大学
工学院長

東京工業大学
物質理工学院長

東京工業大学
情報理工学院長

東京工業大学
生命理工学院長

東京工業大学
環境・社会理工学院長

東京工業大学と東京医科歯科大学との間における学生交流に関する覚書

平成17年4月1日付けで国立大学法人東京医科歯科大学，国立大学法人東京外国語大学，国立大学法人東京工業大学及び国立大学法人一橋大学との間で取り交わした「大学院学生の教育研究交流」に関する協定書に基づく東京工業大学学院と東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科（以下「両大学院」という。）の間における学生交流に関しては，この覚書により実施するものとする。

1. この覚書による学生交流の対象は，両大学院の修士課程，博士課程若しくは博士後期課程又は専門職学位課程に在学する大学院学生に限るものとする。
2. 両大学院の学生が，相手方の授業科目の履修及び単位の取得を希望するときは，その聴講を許可するものとする。
3. 両大学院は，聴講を許可した学生を「特別聴講学生」と呼称するものとする。
4. 両大学院が，聴講を許可する授業科目の単位数及び授与する単位数は，修士課程及び博士課程を通じて10単位，専門職学位課程にあつては15単位以内とする。
5. 聴講を許可する授業科目は，両大学院の協議によって定めるものとする。
6. 両大学院は，特別聴講学生候補者を所定の様式により相手方あてに推薦するものとする。
6. 両大学院は，前項により推薦のあった候補者の中から特別聴講学生を決定し，相手方あてに通知するものとする。
6. 特別聴講学生が聴講した授業科目の成績の評価及び単位の授与については，自学院又は自研究科の学生の場合と同様の方法によって行うものとする。
9. 両大学院は，前項に定める成績及び単位については，学期末に相手方あてに報告するものとする。
10. 両大学院は，特別聴講学生が聴講する上で必要な設備の利用については，便宜を供与するものとする。
11. 特別聴講学生の授業料は徴収しない。
12. この覚書に定めるもののほか，必要な事項を定める場合は，両大学院の協議によるものとする。
13. この覚書は平成28年4月1日から効力を有するものとする。

平成28年4月1日

東京工業大学
理学院長

東京工業大学
工学院長

東京工業大学
物質理工学院長

東京工業大学
情報理工学院長

東京工業大学
生命理工学院長

東京工業大学
環境・社会理工学院長

平成28年4月1日

東京医科歯科大学
大学院医歯学総合研究科長

東京工業大学と慶應義塾大学との間における学生交流に関する協定書

東京工業大学および慶應義塾大学（以下「両大学」という。）は、両大学の学則等の定めるところにより、両大学の学生が相手先大学および大学院の授業科目を聴講し、単位を取得することを認めること、また自大学大学院の学生が相手大学の大学院において必要な研究指導を受けることにより両大学間の交流と協力を促進し、両大学の教育研究の充実に資することについて合意に達したので、ここに協定書を取り交わす。

1. 本協定書の実施について必要な事項は、両大学の協議により処理するものとし、実施に関する細部の事項については、協定書に付属する「覚書」に記載するところによる。
2. 本協定書の実施に係る授業料その他必要な経費は徴収しない。ただし「覚書」に特に記載のある場合はその限りではない。
3. この協定書は、平成22年4月1日から2年間効力を有するものとする。ただし両大学いずれかからの申し出がない限り、自動的に1年間ずつ延長するものとする。

附 則

平成20年3月27日締結の「東京工業大学と慶應義塾大学との間における学生交流に関する協定書」は、平成22年3月31日限り、これを廃止する。

平成 22 年 12 月 1 日
東京工業大学長

平成 22 年 12 月 1 日
慶應義塾大学長

東京工業大学と慶應義塾大学との間における学生交流に関する覚書

平成22年12月1日付で国立大学法人東京工業大学と学校法人慶應義塾大学との間で取り交わした協定書に基づく、東京工業大学工学院、物質理工学院、環境・社会理工学院と慶應義塾大学大学院経済学研究科（以下「両大学院」という。）との間における学生交流に関しては、この覚書により実施するものとする。

（受 入）

1. この覚書による学生交流の対象は、両大学院の修士課程若しくは博士後期課程又は専門職学位課程に在学する大学院学生に限るものとし、両大学院の学生が、相手方の授業科目の履修及び単位の取得を希望するときは、その聴講を許可するものとする。

（受入学生の身分）

2. 両大学院が受け入れた学生の身分は、東京工業大学では「特別聴講学生」、慶應義塾大学においては「交流学生」とそれぞれ呼称するものとする。

（受入学生数）

3. 両大学院間の受入学生数が長期にわたり著しく偏りが生じないこととする。

（履修科目の範囲および単位数）

4. 授業科目の聴講を許可し学生が履修することのできる授業科目は、両大学院の協議によって定めるものとする。ただし、学生が履修することのできる単位数の上限は、東京工業大学においては修士課程、博士後期課程及び専門職学位課程、慶應義塾大学においては修士課程および後期博士課程在籍中それぞれ12単位までとし、履修した単位の取り扱いについては、当該学生の所属する大学の規則の定めるところによるものとする。

（学生の推薦）

5. 両大学院は、受け入れ学生候補者を所定の様式により相手方あてに推薦するものとし、前項により推薦のあった候補者のうちから受け入れ学生を決定し、相手方あてに通知するものとする。

（成績の通知）

6. 両大学院は、受け入れた学生が聴講した授業科目の成績の評価および単位の認定については、自学院又は自研究科の学生の場合と同様の方法によって行うものとする。
また、両大学院は、成績および単位を、学期末に相手方あてに報告するものとする。

（副専攻または副専門の認定）

7. 両大学院は、受け入れた学生が修士課程在籍中8単位以上を履修・合格し、所定の申請書を提出した場合には、必要な審査の上、東京工業大学では副専門を修了したことを認定するとともに、副専門認定証を授与する。また、慶應義塾大学においては副専攻を修了したことを認定するとともに、副専攻認定証を授与するものとする。

（施設利用の便宜）

8. 両大学院は、両大学の規則の範囲内で、受け入れた学生が聴講する上で必要な施設・設備の利用の便宜を供与するものとする。

（その他）

9. この覚書は、平成28年4月1日から効力を有するものとする。

平成 2 8 年 4 月 1 日

東京工業大学
工学院長

東京工業大学
物質理工学院長

東京工業大学
環境・社会理工学院長

平成 2 8 年 4 月 1 日

慶應義塾大学大学院
経済学研究科委員長

東京工業大学と慶應義塾大学との間における学生交流に関する覚書

東京工業大学理学院，工学院，物質理工学院及び環境・社会理工学院と慶應義塾大学大学院理工学研究科（以下「両大学院」という。）は，「東京工業大学と慶應義塾大学との間における学生交流に関する協定書」（平成 22 年 12 月 1 日締結。以下「協定書」という。）に基づき，授業科目の履修における学生交流に関して本覚書を締結する。

1 対象者

両大学院の修士課程若しくは博士後期課程又は専門職学位課程に在籍する大学院学生とする。

2 学生の身分

両大学院が受け入れた学生の身分は，東京工業大学では「特別聴講学生」，慶應義塾大学では，「交流学生」とそれぞれ称し，受入れの大学の定めるところによるものとする。

3 学費等

受け入れた学生に関わる授業料等の学費等は，相互に不徴収とする。

4 申請及び承認手続き

「特別聴講学生」又は「交流学生」として授業科目の履修を希望する学生は，所定の手続きを取り，自所属の指導教員の承認を受け，履修を希望する受入学院又は受入研究科の授業科目の担当教員の許可を得るものとする。

5 履修可能科目及び単位数

「特別聴講学生」又は「交流学生」が履修できる授業科目は，両大学院の合意によって定める。

6 履修方法及び成績評価

（１）「特別聴講学生」又は「交流学生」の履修方法については，受入学院又は受入研究科の定めるところによる。

（２）「特別聴講学生」又は「交流学生」が履修した単位の認定，成績評価に関わる事項は，当該学生の所属学院又は所属研究科の定めるところによる。また，受入学院又は受入研究科は，成績及び単位を学期末に当該学生の相手方宛に報告するものとする。

7 施設利用の便宜

両大学院は，「特別聴講学生」又は「交流学生」が履修上必要な施設・設備の利用については，便宜を提供する。

8 その他

（１）本覚書の有効期間は，平成 28 年 4 月 1 日から協定書の有効期間の終了の日までとする。ただし，両大学院のいずれかからの申し出があった場合は，この限りでない。

（２）本覚書に定めるもののほか，協定書の実施に関して必要な事項は，両大学院の協議によって定める。

平成 2 8 年 4 月 1 日

東京工業大学
理学院長

東京工業大学
工学院長

東京工業大学
物質理工学院長

東京工業大学
環境・社会理工学院長

平成 2 8 年 4 月 1 日

慶應義塾大学大学院
理工学研究科委員長

**国立大学法人東京工業大学と早稲田大学との間における
連携・協力の推進に関する基本協定書**

国立大学法人東京工業大学と早稲田大学は、相互の連携・協力の推進に当たり、次のとおり協定を締結する。

(目 的)

第1条 本協定は、両大学がそれぞれの設立の趣旨を尊重の上、研究開発能力及び人材等を生かし、連携・協力することによって、わが国と世界の学術及び科学技術の振興に資することを目的とする。

(努力義務)

第2条 両大学は、前条の目的を達成するために連携・協力について協議し、それらを積極的かつ誠実に実施するよう努めるものとする。

(連携・協力の推進)

第3条 両大学は、平等互惠の精神に基づいて、次の連携・協力を推進する。

- 一 共同研究等の研究協力
- 二 人材養成及び人材交流
- 三 国際交流
- 四 産業界との連携
- 五 その他本協定の目的を達成するために必要な連携・協力

2 両大学は、前項の連携・協力を実施するため、本協定に基づく個別協定等を締結するものとする。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、両大学の代表者が署名をした日から5年間とする。ただし、期間満了の6ヶ月前までに解除の申し出がない場合は、さらに5年間延長するものとし、以後についても同様とする。

(協定の解釈等)

第5条 本協定の解釈に疑義を生じた場合若しくは本協定に定めのない事項が生じた場合は、両大学で協議するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、各々1通を保管する。

平成19年5月21日

国立大学法人東京工業大学
学 長

早稲田大学
総 長

東京工業大学と早稲田大学の間における学生交流に関する覚書

東京工業大学工学院，物質理工学院，環境・社会理工学院と早稲田大学大学院経済学研究科，政治学研究科（以下あわせて「両大学院」という。）は，「国立大学法人東京工業大学と学校法人早稲田大学との間における連携・協力の推進に関する基本協定書」（平成 19 年 5 月 21 日締結。以下「協定書」という。）に基づき，授業科目の履修における学生交流（以下「本学生交流」という。）に関して本覚書を締結する。

1 対象者

本学生交流の対象者は，両大学院の修士課程若しくは博士後期課程又は専門職学位課程に在籍する大学院学生とする。

2 学生の身分

本学生交流において，相手方大学院から受け入れた学生（以下「交流学生」という。）の身分は，東京工業大学では「特別聴講学生」とし，早稲田大学では「特別交流学生」とする。

3 学費等

両大学院は，交流学生の学費を相互に徴収しないものとする。なお，ここでいう学費とは，東京工業大学においては授業料とし，早稲田大学においては教育環境整備費，実験演習料，聴講料及び研究指導料とする。

ただし，授業科目ごとに徴収するコピー費等の実費については，交流学生の負担とする。

4 受入手続き

- (1) 本学生交流への参加を希望する対象者は，自らの本属大学院における指導教員，および履修を希望する相手方大学院の授業科目の担当教員の承認を書面で得るものとする。
- (2) 両大学院は，自らを本属とする学生を相手方大学院へ派遣する際は，当該学生について，あらかじめ学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険又はこれらに相当する補償制度に加入させるものとする。

5 履修可能科目

本学生交流において交流学生が履修できる授業科目の範囲は，両大学院の協議により別途書面にて定める。

6 履修方法及び成績評価

- (1) 本学生交流に係る履修方法，試験及び成績の評価に関わる事項については，交流学生の受入大学院の定めるところによる。
- (2) 両大学院は，交流学生の成績及び授与した単位数を各学期末に相手方大学院に報告するものとする。

7 施設利用の便宜

両大学院は，受け入れた交流学生に対し，本学生交流に必要な施設・設備の利用について，便宜を図るものとする。

8 個人情報の取扱い

両大学院は、本覚書又は授業科目の履修に基づき知り得た個人情報を、本学生交流についてのみ利用するものとし、他の目的のために利用、又は第三者に開示若しくは漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合については、この限りではない。係る義務は、本覚書終了後も存続するものとする。

- ① 本人の書面による同意があるとき。
- ② 法令が許容又は義務付けるとき。
- ③ 個人の生命、身体又は財産の安全を守るために緊急的必要があるとき。

9 その他

- (1) 本覚書の有効期間は、平成28年9月21日から協定書の有効期間の終了の日までとする。ただし、両大学院のいずれかからの申し出があった場合は、この限りでない。
- (2) 両大学院は、本覚書の終了が決定した場合でも、その時点で交流学生が履修している授業科目については、当該授業科目の終了まで履修を認めるものとする。
- (3) 本覚書に定めるもののほか、協定書の実施に関して必要な事項は、甲乙協議により定める。

平成28年9月21日

平成28年9月21日

東京工業大学
工学院院长

早稲田大学
大学院経済学研究科長

東京工業大学
物質理工学院

早稲田大学
大学院政治学研究科長

東京工業大学
環境・社会理工学院

東京工業大学と総合研究大学院大学との間における 学生交流に関する協定書

東京工業大学及び総合研究大学院大学は、両大学の規則の定めるところにより、東京工業大学大学院と総合研究大学院大学大学院との間において、両大学の学生が相手大学大学院の授業科目を聴講し、単位を取得することを相互に認めることについて合意に達したので、ここに協定書を取り交わす。

1. 本協定書の実施に関する細部の事項については協定書に付属する「覚書」に記載するところによる。
2. 本協定の実施について必要な事項は両大学の協議により処理するものとする。
3. この協定書は平成7年4月1日から効力を有するものとする。

平成7年4月3日

東京工業大学長

平成7年4月3日

総合研究大学院大学長

東京工業大学と総合研究大学院大学との間における学生交流に関する覚書

平成7年4月3日付けで東京工業大学と総合研究大学院大学（以下「両大学」という。）との間で取り交わした協定書に基づく、東京工業大学と総合研究大学院大学との間における学生交流に関しては、この覚書により実施するものとする。

1. この覚書による学生交流の対象は、両大学の修士課程若しくは博士課程又は専門職学位課程に在学する学生に限るものとする。
2. 両大学の学生が、相手大学の授業科目の履修及び単位の取得を希望するときは、その聴講を許可するものとする。
3. 両大学が受入れた学生の身分は「特別聴講学生」と呼称するものとする。
4. 両大学が授業科目の聴講を許可し認定することのできる単位数は、当該学生の所属する大学の規則の定めるところによるものとする。
5. 両大学が聴講を許可する授業科目は、両大学の協議によって定めるものとする。
6. 両大学は、特別聴講学生候補者を所定の様式により相手大学あてに推薦するものとする。
7. 両大学は、前項により推薦のあった候補者のうちから特別聴講学生を決定し、相手大学あてに通知するものとする。
8. 両大学院は、受け入れた特別聴講学生が聴講した授業科目の成績の評価及び単位の認定については、自大学の学生と同様の方法によって行うものとする。
9. 両大学は、前項に定める成績及び単位を、学期末に相手大学あてに通知するものとする。
10. 両大学は、特別聴講学生が聴講する上で必要な設備の利用については、便宜を供与するものとする。
11. 両大学は、受け入れた特別聴講学生の授業料は徴収しないものとする。
12. この覚書は、平成28年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

平成7年4月3日制定の「東京工業大学と総合研究大学院大学との間における学生交流に関する覚書」は、平成9年3月31日限り、これを廃止する。

附 則

平成10年2月27日制定の「東京工業大学と総合研究大学院大学との間における学生交流に関する覚書」は、平成11年3月31日限り、これを廃止する。

附 則

平成11年4月1日制定の「東京工業大学と総合研究大学院大学との間における学生交流に関する覚書」は、平成16年3月31日限り、これを廃止する。

附 則

平成16年4月1日制定の「東京工業大学と総合研究大学院大学との間における学生交流に関する覚書」は、平成28年3月31日限り、これを廃止する。

平成28年4月1日

平成28年4月1日

東京工業大学長

総合研究大学院大学長

国立大学法人東京工業大学と国立大学法人京都大学との間における
学生交流に関する協定書

国立大学法人東京工業大学及び国立大学法人京都大学（以下「両大学」という。）は、両大学の規則等の定めるところにより、東京工業大学大学院と京都大学大学院との間において、自大学の大学院の学生が相手方大学の大学院の授業科目を聴講し、単位を取得することを相互に認めることについて合意に達したので、ここに協定書を取り交わす。

1. 学生の身分

両大学が受け入れた大学院学生の身分は、「特別聴講学生」とする。

2. 授業料等

両大学は、特別聴講学生に係る検定料、入学料及び授業料を徴収しないものとする。

3. 覚書

本協定書の実施に関する細部の事項については、協定書に付属する「覚書」に記載するところによる。

4. 効力開始日等

本協定書は、平成26年10月1日から5年間効力を有するものとする。ただし、期間満了の日までにいずれかからの解除の申し出がない場合は、さらに1年間延長し、以後も同様とする。

5. 雑則

本協定書の実施について必要な事項は、両大学の協議により処理するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両大学が1通ずつ保管するものとする。

平成26年10月1日

平成26年10月1日

国立大学法人東京工業大学長

国立大学法人京都大学総長

東京工業大学理学院，工学院，物質理工学院及び環境・社会理工学院と
京都大学大学院理学研究科との間における学生交流に関する覚書

平成 26 年 10 月 1 日付けで国立大学法人東京工業大学と国立大学法人京都大学との間で取り交わした協定書（以下「協定書」という。）に基づく，東京工業大学理学院，工学院，物質理工学院及び環境・社会理工学院と京都大学大学院理学研究科（以下「両大学院」という。）との間における学生交流に関しては，この覚書により実施するものとする。

1. この覚書による学生交流は，両大学院の修士課程若しくは博士後期課程又は専門職学位課程に在学する大学院学生に限るものとする。
2. 両大学院の学生が，相手方の授業科目の履修及び単位の取得を希望するときは，その聴講を許可するものとする。
3. 両大学院は，特別聴講学生の候補者を，所定の様式により，相手方あてに推薦するものとする。
4. 両大学院は，前項により推薦のあった候補者の中から特別聴講学生を決定し，相手方あてに通知するものとする。
5. 両大学院は，特別聴講学生が聴講した授業科目の成績の評価及び単位の授与については，自学院又は自研究科の学生の場合と同様の方法によって行うものとする。
6. 両大学院は，前項に定める成績及び単位については，学期末に相手方あてに報告するものとする。
7. 両大学院は，特別聴講学生が聴講する上で必要な施設・設備の利用については，便宜を供与するものとする。
8. 両大学院は，特別聴講学生が聴講する場合の災害事故への対応として，特別聴講学生に対し，学生教育研究災害傷害保険へ加入することを義務付けるものとする。
9. この覚書は，平成 28 年 4 月 1 日から効力を有するものとし，本覚書の有効期限は，協定書の有効期限に従うこととする。
10. この覚書に定めるもののほか，必要な事項を定める場合は，両大学院の協議により処理するものとする。

この覚書は 2 通作成し，両大学院が 1 通ずつ保管するものとする。

平成 2 8 年 4 月 1 日

東京工業大学
理学院長

東京工業大学
工学院長

東京工業大学
物質理工学院長

東京工業大学
環境・社会理工学院長

平成 2 8 年 4 月 1 日

京都大学大学院
理学研究科長

東京工業大学理学院，工学院，物質理工学院及び環境・社会理工学院と
京都大学大学院工学研究科との間における学生交流に関する覚書

平成 26 年 10 月 1 日付けで国立大学法人東京工業大学と国立大学法人京都大学との間で取り交わした協定書（以下「協定書」という。）に基づく，東京工業大学理学院，工学院，物質理工学院及び環境・社会理工学院と京都大学大学院工学研究科（以下「両大学院」という。）との間における学生交流に関しては，この覚書により実施するものとする。

1. この覚書による学生交流は，両大学院の修士課程若しくは博士後期課程又は専門職学位課程に在学する大学院学生に限るものとする。
2. 両大学院の学生が，相手方の授業科目の履修及び単位の取得を希望するときは，その聴講を許可するものとする。
3. 両大学院は，特別聴講学生の候補者を，所定の様式により，相手方あてに推薦するものとする。
4. 両大学院は，前項により推薦のあった候補者の中から特別聴講学生を決定し，相手方あてに通知するものとする。
5. 両大学院は，特別聴講学生が聴講した授業科目の成績の評価及び単位の授与については，自学院又は自研究科の学生の場合と同様の方法によって行うものとする。
6. 両大学院は，前項に定める成績及び単位については，学期末に相手方あてに報告するものとする。
7. 両大学院は，特別聴講学生が聴講する上で必要な施設・設備の利用については，便宜を供与するものとする。
8. 両大学院は，特別聴講学生が聴講する場合の災害事故への対応として，特別聴講学生に対し，学生教育研究災害傷害保険へ加入することを義務付けるものとする。
9. この覚書は，平成 28 年 4 月 1 日から効力を有するものとし，本覚書の有効期限は，協定書の有効期限に従うこととする。
10. この覚書に定めるもののほか，必要な事項を定める場合は，両大学院の協議により処理するものとする。

この覚書は 2 通作成し，両大学院が 1 通ずつ保管するものとする。

平成 2 8 年 4 月 1 日

東京工業大学
理学院長

東京工業大学
工学院長

東京工業大学
物質理工学院長

東京工業大学
環境・社会理工学院長

平成 2 8 年 4 月 1 日

京都大学大学院
工学研究科長

名古屋大学と東京工業大学との「産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム（略称 OPERA）」における単位互換に関する協定書

名古屋大学と東京工業大学は、科学技術振興機構事業「産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム（略称 OPERA）」における「人間機械協奏技術コンソーシアム」を共同して事業実施している。事業の社会実装を担い得る有為な人材を育成することを目的として、下記により単位互換を行うことに合意する。

記

- 1 実施研究科及び学院
実施研究科及び学院（以下「関係部局」という。）は以下のとおりとする。
名古屋大学大学院工学研究科
名古屋大学大学院情報学研究科
東京工業大学情報理工学院
東京工業大学環境・社会理工学院
- 2 学生の身分
この協定により受入れる学生の身分は、大学院特別聴講学生（以下「特別聴講学生」という。）とする。
- 3 学生数
特別聴講学生の数、受入れ関係部局の授業に支障のない範囲とする。
- 4 履修科目及び受入手続等
特別聴講学生の履修科目及び受入れ手続等については、別に定める実施要項による。
- 5 履修方法等
履修方法及び定期試験等については、受入れ関係部局の定めるところによる。
- 6 単位の授与等
(1) 履修した授業科目の成績の評価及び単位の授与については、受入れ関係部局の定めるところによる。
(2) 履修した授業科目の単位の認定については、派遣関係部局の定めるところによる。
- 7 授業料等
特別聴講学生の検定料、入学料、授業料及び遠隔講義にかかる費用は、相互にこれを徴収しないものとする。
- 8 実施要項
この協定による特別聴講学生の単位互換を円滑に実施するため、実施要項を定める。
- 9 実施期日
(1) この協定は、平成30年4月1日から実施し、有効期間は1年間とする。
(2) 期間満了日の3ヶ月前までに、いずれかの大学から何らかの申し出がないときは、この協定は、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。
- 10 協定の見直し等
この協定の見直し等は、双方の協議による。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、双方が記名押印の上各1通を保管する。

平成30年3月31日

名古屋大学総長

平成30年3月31日

東京工業大学長

名古屋大学と東京工業大学との「産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム（略称 OPERA）」における単位互換に関する実施要項

名古屋大学と東京工業大学は、「名古屋大学と東京工業大学との「産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム（略称 OPERA）」における単位互換に関する協定書」（以下「協定書」という。）記の 8 に基づき、下記のとおり実施要項を定める。

記

1 出願資格

大学院特別聴講学生（以下「特別聴講学生」という。）に出願できる者は、協定書に定められた関係部局の博士前期課程、修士課程、専門職学位課程及び博士後期課程の学生とする。

2 履修科目等

（１）受入れ関係部局は、特別聴講学生が履修できる授業科目の一覧を作成し、事前に派遣関係部局へ通知する。

（２）特別聴講学生が受入れ関係部局で履修できる単位数の上限は、派遣関係部局において定める。

3 派遣及び受入れ手続き

（１）特別聴講学生になることを志願する学生は、派遣関係部局の定める期間内に手続きを行うものとする。

（２）派遣関係部局は、志願者を取りまとめ、受入れ関係部局に受入れを依頼する。

（３）受入れ関係部局は、受入れの可否を派遣関係部局へ通知する。

4 履修登録

特別聴講学生の履修登録は、受入れ関係部局において行う。

5 成績の通知、管理及び成績証明書の発行

（１）特別聴講学生が履修した授業科目の成績は、受入れ関係部局の基準に基づき決定する。その際、それぞれの評価に素点を併記する。なお、成績評価を合否により行う場合は、素点は不要とする。

（２）受入れ関係部局は、当該特別聴講学生の成績を派遣関係部局へ通知する。

（３）派遣関係部局は、前項の通知により当該学生の成績として単位認定を行う。

（４）成績証明書は、派遣関係部局が発行する。

6 特別聴講学生に係る通知

（１）特別聴講学生に休学、退学等の異動があった場合は、派遣関係部局は速やかに受入れ関係部局に通知する。

（２）特別聴講学生が履修している授業の変更、定期試験等については、原則として、受

入れ関係部局が派遣関係部局へ通知する。

7 有効期間等

本実施要項は、協定書の有効期間中、その効力を有する。

8 その他

本実施要項に定めるもののほか必要な事項については、双方の協議により定める。

本実施要項の成立を証するため、本書4通を作成し、双方が記名押印の上各1通を保管する。

平成30年3月31日

平成30年3月31日

名古屋大学
大学院工学研究科長

東京工業大学
情報理工学院長

名古屋大学
大学院情報学研究科長

東京工業大学
環境・社会理工学院長

東京工業大学と東京理科大学との間における 研究指導に係る学生交流に関する協定書

東京工業大学及び東京理科大学（以下「両大学」という。）は、両大学院の学則等の定めるところにより、自大学大学院の学生が相手方の大学大学院において必要な研究指導を受けることを認めることにより両大学間の交流と協力を促進し、両大学の教育研究の充実に資することについて合意に達したので、ここに協定書を取り交わす。

1. 本協定書の実施について必要な事項は、両大学の協議により処理するものとし、実施に関する細部の事項については、協定書に付属する「覚書」に記載するところによる。
2. 本協定書の実施に係る授業料その他必要な経費は徴収しない。ただし「覚書」に特に記載のある場合は、この限りではない。
3. この協定書は、令和2年4月1日から2年間効力を有するものとする。ただし、必要と認めるときは、両大学の協議により、1年間ずつ延長することができるものとする。

令和2年3月23日

令和2年3月23日

東京工業大学長
益 一 哉

東京理科大学長
松 本 洋 一 郎

四大学連合憲章

21 世紀を迎えた今、グローバル化された社会において、真に国際競争に耐えうる研究教育体制を確立することを基本的理念とし、東京医科歯科大学、東京外国語大学、東京工業大学及び一橋大学は、ここに、四大学連合を結成する。

四大学連合は、連合を構成する各大学が、それぞれ独立を保ちつつ、研究教育の内容に応じて連携を図ることで、これまでの高等教育で達成できなかった新しい人材の育成と、学際領域、複合領域の研究教育の更なる推進を図ることを目的とする。

各大学が相互に連携を図るにあたっては、各大学が、それぞれ異なる分野の学部、研究科及び研究所等を有していることを踏まえ、

- ① 履修や進学に関して、学生の選択の幅を拡大し、より良い教育体制を確立すること。
- ② 共同研究プロジェクトや学際的な研究領域での協力を行うことにより、国際的な研究水準の維持・達成を目指すこと。
- ③ 海外の大学との提携により、研究教育の更なる発展・向上を目指すこと。

という三点を具体的な目標として、学生、教官及び研究者の交流を図り、各大学の研究教育の水準を一層向上させるよう努力するものとする。

2001 年 3 月 15 日

東京医科歯科大学長

東京外国語大学長

東京工業大学長

一橋大学長

大学院学生との教育研究交流に関する協定書

東京医科歯科大学、東京外国語大学、東京工業大学及び一橋大学（以下「四大学」という。）は、「四大学連合憲章」に基づき、教育研究の内容に応じて、相互に緊密に連携し、学生、教員、研究者の交流を活発化させることにより、各大学の教育研究の水準を、より一層向上させ、複合領域を担い、新領域を開拓する新しい世代を育成することに合意し、「大学院学生との教育研究交流」に関し、次のとおり協定を締結する。

1. 「大学院学生との教育研究交流」の実施

四大学は、各大学の定めるところにより、本協定を締結した大学（以下「協定大学」という。）の大学院修士課程又は博士課程（前期・後期に区分する課程を含む。）に在籍する学生の教育研究交流を次のとおり実施する。

- （1）他の協定大学の大学院教員の研究指導を受けること。
- （2）他の協定大学の学部又は大学院の授業科目を履修すること。
- （3）他の協定大学の大学院で実施する共同研究等に参加すること。

2. 四大学の連携を拡充しようとする場合、又は、本協定の内容に疑義を生じた場合は、四大学において協議するものとする。

3. 本協定の実施について必要な事項は、四大学で協議のうえ、別に定めるものとする。

4. 本協定は、2003年4月1日より実施の『「大学院学生との教育研究交流」に関する三大学協定書』に代わるものとして、2005年4月1日より効力を有するものとする。

2005年 4月 1日

東京医科歯科大学長

東京外国語大学長

東京工業大学長

一橋大学長

「大学院学生教育研究交流」に関する実施細目

「大学院学生教育研究交流」に関する協定書に基づき、四大学は、ここに「大学院学生教育研究交流」の実施に関し必要な事項を定める。

- 1 大学院学生の指導教員が他の協定大学の大学院において研究指導を受けることが必要と認め、受入大学が研究指導上に支障がないと判断した場合には、受入大学は、当該大学院学生（以下「受入学生」という。）の受け入れを許可する。
- 2 上記1による受入学生について、指導教員及び受入教員が研究指導上必要と認め、受入大学が正規の授業に支障がないと判断した場合には、受入大学は、当該学生が学部及び大学院の授業科目を履修することを許可する。
- 3 上記1による受入学生について、指導教員及び受入教員が研究指導上必要と認め、受入大学が共同研究の遂行に支障がないと判断した場合には、受入大学は、当該学生が受入大学で実施する共同研究等に参加することを許可する。
- 4 上記1とは別に、大学院学生の指導教員が他の協定大学において授業科目を履修することが必要と認め、当該授業科目を提供する大学が正規の授業に支障がないと判断した場合には、当該大学は、当該大学院学生（この場合も同様に、以下「受入学生」という。）に対し学部及び大学院の授業科目の履修を許可する。

ただし、単位互換協定に基づく履修の扱いについては、別に定めるところによる。

- 5 上記1、2、3及び4の受け入れ及び許可の手続き等については、各大学が定めるところによる。
- 6 上記2又は4によって受入学生が取得した単位の取り扱いは、当該学生が在籍する大学が定めるところによる。
- 7 各大学は、受入学生が学修及び研究を遂行する上で必要な設備等の利用について、便宜を供与するものとする。
- 8 受入大学は、受入学生に対し、受入大学が指定する教育研究災害補償制度への加入を義務づけることができるものとする。
- 9 一橋大学大学院社会学研究科は、東京外国語大学との間で「大学院学生教育研究交流」を実施しない。
- 10 この実施細目に定めのない事項については、関係大学相互において協議するものとする。
- 11 この実施細目の改正等は、四大学において協議するものとする。
- 12 この実施細目は、2003年4月1日より実施の「大学院学生教育研究交流」に関する三大学協定書に基づく実施細目に代わるものとして、2006年4月1日から実施する。

神奈川県内の大学間における学術交流に関する協定書

大学間の学術交流を通じて、大学院における教育・研究活動のより一層の充実をはかるため、本協定に参加する各大学は、それぞれの大学院の研究科・専攻（以下「各大学院」という）に係る以下の事項について合意に達したので、ここに協定書を取り交わす。

1. 各大学は、それぞれの規則の定めるところにより、大学院の教員及び学生に対して、次の事項を認めるものとする。
 - 1) 学生が、自己の所属する大学院以外の各大学院の授業科目を履修すること。
 - 2) 学生が、自己の所属する大学院以外の各大学院の教員に研究指導を受けること。
 - 3) 教員及び学生が、自己の所属する大学院以外の各大学院で実施する共同研究等に参加すること。
2. 本協定書の実施に関する細部の事項については、協定書に附属する「覚書」に記載するところによる。
3. 本協定の実施について必要な事項は、各大学間の協議により処理する。

附 則

1. 本協定の締結大学は、麻布大学、神奈川大学、神奈川工科大学、関東学院大学、北里大学、湘南工科大学、専修大学、鶴見大学、帝京大学、桐蔭横浜大学、東海大学、東京工芸大学、日本大学、日本女子大学、横浜市立大学、総合研究大学院大学の各大学とする。
2. 本協定は、平成13年4月1日から効力を有するものとする。
3. 本協定の有効期間は、5年とする。但し、各大学間の協議により、5年を単位として更新することができる。
4. 本協定成立後に参加する大学に係る本協定の有効期間は、参加日より本協定成立時の有効期間の残余の期間とする。

附 則

1. 横浜国立大学及び東京工業大学が、平成14年4月1日から本協定の締結大学となった。
2. 本協定は、平成14年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

1. 明治大学及びフェリス女学院大学が、平成16年4月1日から本協定の締結大学となった。
2. 本協定は、平成16年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

1. 情報セキュリティ大学院大学が、平成17年4月1日から本協定の締結大学となった。
2. 本協定は、平成17年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

本協定は、平成18年4月1日から5年間の有効期間が更新された。

附 則

1. 武蔵工業大学が、平成19年4月1日から本協定の締結大学となった。
2. 本協定は、平成19年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

1. 相模女子大学及び松蔭大学が、平成21年4月1日から本協定の締結大学となった。
2. 武蔵工業大学が、平成21年4月1日から東京都市大学へ名称を変更。
3. 本協定は、平成21年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

1. 青山学院大学が、平成22年4月1日から本協定の締結大学となった。
2. 本協定は、平成22年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

1. 横浜国立大学が、平成23年4月1日から都市イノベーション学府を追加した。
2. 神奈川大学が、平成23年4月1日から人間科学研究科（ただし、人間科学研究領域のみ）を追加した。
3. 本協定は、平成23年4月1日から効力を有するものとする。
4. 本協定は、平成23年4月1日から5年間の有効期間が更新された。

附 則

1. 帝京大学 薬学研究科が、平成24年3月31日をもって退会する。
2. 本協定は、平成24年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

1. 文教大学が、平成25年4月1日から本協定の締結大学となった。
2. 横浜市立大学が、平成25年4月1日から生命医科学研究科を追加した。
3. 本協定は、平成25年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

1. 神奈川歯科大学が、平成26年4月1日から本協定の締結大学となった。
2. 本協定は、平成26年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

1. 鎌倉女子大学及び聖マリアンナ医科大学が、平成27年4月1日から本協定の締結大学となった。
2. 本協定は、平成27年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

1. 昭和大学及び女子美術大学が、平成28年4月1日から本協定の締結大学となった。
2. 本協定は、平成28年4月1日から効力を有するものとする。
3. 本協定は、平成28年4月1日から5年間の有効期間が更新された。

神奈川県内の大学間における学術交流に関する覚書

平成13年1月10日に取り交わした神奈川県内の大学間における学術交流に関する協定書（以下「協定」という）に基づき、本協定に参加する各大学大学院の研究科・専攻（以下「各大学院」という）の間における学術交流に関しては、この覚書により実施するものとする。

（特別聴講学生）

1. 各大学院に在籍する学生が、教育研究上の必要により、他の大学院で開設する授業科目を履修しようとするときは、当該大学院は、正規の授業に差支えないかぎり、受入れを許可する。
2. 各大学院が受け入れた学生の身分は「特別聴講学生」と呼称するものとする。
3. 各大学院の履修を許可する授業科目は、各大学院間の協議により定める。
4. 各大学院は、他の大学院の授業科目の履修を希望する学生について、特別聴講学生候補者として、相手大学院あてに推薦するものとする。
5. 各大学院は、前項により推薦のあった学生について、特別聴講学生を決定し、相手大学院あてに通知するものとする。
6. 特別聴講学生が、受入れ先大学院において単位を取得したときは、所属大学院の規則の定めるところにより認定するものとする。
7. 各大学院は、受入れた特別聴講学生が履修した授業科目の成績評価及び単位の認定については、自大学院学生と同様の方法によって行うものとする。
8. 各大学院は、前項に定める成績及び単位を、学期末に相手大学院あてに通知するものとする。
9. 各大学院は、特別聴講学生が授業科目を履修する上で必要な設備の利用については、便宜を供与するものとする。
10. 各大学院は、受入れる特別聴講学生の検定料、入学料及び授業料は徴収しないものとする。ただし、実験、実習等で特別に要する費用については、その実費を徴収することができる。
11. 各大学院は、特別聴講学生として受入を許可された学生に対し、「学生教育研究災害傷害保険」への加入を義務づけるものとする。

（特別研究学生）

12. 各大学院に在籍する学生が、教育研究上の必要により、他の大学院において研究指導を受けることを希望するときは、当該大学院は、在籍学生に対する研究指導上差支えないかぎり、受入れを許可する。
13. 各大学院が受入れた学生の身分は「特別研究学生」と呼称するものとする。
14. 各大学院は、他の大学院において研究指導を受けることを希望する学生について、特別研究学生としての受入れについて、研究指導を委託する相手大学院あてに依頼するものとする。
15. 各大学院は、前項により依頼のあった学生について、特別研究学生を決定し、相手大学

院あてに通知するものとする。

16. 各大学院は、当該特別研究学生に対する研究指導が終了した場合には、指導内容等について相手大学院あてに通知するものとする。

17. 特別研究学生の受入れに際しては、前9から11までの規定を準用する。

(教員との共同研究等)

18. 各大学院は、在籍する教員及び学生が、他の大学院で実施する共同研究等に参加することを希望するときは、これを許可することができる。

19. 共同研究等に参加するための手続きは、当該各大学院間の協議により定める。

20. 前18に定める共同研究等の参加については、同9の規定を準用する。

21. 各大学院は、共同研究の参加に係る研究料等は徴収しないものとする。但し、特段の事情がある場合には、各大学院間の協議によりこれと異なる取扱をすることができる。

(協定に参加する各大学院)

22. 協定に参加する各大学院は、別表に定める。

23. この覚書に定めのない事項については、各大学院間の協議により処理する。

附 則

1. 本覚書の締結大学は、麻布大学、神奈川大学、神奈川工科大学、関東学院大学、北里大学、湘南工科大学、専修大学、鶴見大学、帝京大学、桐蔭横浜大学、東海大学、東京工芸大学、日本大学、日本女子大学、横浜市立大学、総合研究大学院大学の各大学とする。

2. 本覚書は、平成13年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

1. 横浜国立大学及び東京工業大学が、平成14年4月1日から本覚書の締結大学となった。

2. 本覚書は、平成14年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

1. 明治大学及びフェリス女学院大学が、平成16年4月1日から本覚書の締結大学となった。

2. 本覚書は、平成16年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

1. 情報セキュリティ大学院大学が、平成17年4月1日から本覚書の締結大学となった。

2. 本覚書は、平成17年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

本覚書は、平成18年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

1. 武蔵工業大学が、平成19年4月1日から本覚書の締結大学となった。

2. 本覚書は、平成19年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

本覚書は、平成20年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

1. 相模女子大学及び松蔭大学が、平成21年4月1日から本覚書の締結大学となった。

2. 武蔵工業大学が、平成21年4月1日から東京都市大学へ名称を変更。

3. 本覚書は、平成21年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

1. 青山学院大学が、平成22年4月1日から本覚書の締結大学となった。

2. 本覚書は、平成22年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

1. 横浜国立大学が、平成23年4月1日から都市イノベーション学府を追加した。
2. 神奈川大学が、平成23年4月1日から人間科学研究科（ただし、人間科学研究領域のみ）を追加した。
3. 本覚書は、平成23年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

1. 帝京大学 薬学研究科が、平成24年3月31日をもって退会する。
2. 本覚書は、平成24年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

1. 文教大学が、平成25年4月1日から本覚書の締結大学となった。
2. 横浜市立大学が、平成25年4月1日から生命医科学研究科を追加した。
3. 本覚書は、平成25年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

1. 神奈川歯科大学が、平成26年4月1日から本覚書の締結大学となった。
2. 本覚書は、平成26年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

1. 鎌倉女子大学及び聖マリアンナ医科大学が、平成27年4月1日から本覚書の締結大学となった。
2. 東海大学 開発工学研究科が、平成27年3月31日をもって退会する。
3. 本覚書は、平成27年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

1. 文教大学が、平成27年4月1日から国際学研究科を追加した。
2. 文教大学 国際協力学研究科が、平成27年3月31日をもって退会する。
3. 本覚書は、平成27年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

1. 昭和大学及び女子美術大学が、平成28年4月1日から本覚書の締結大学となった。
2. 桐蔭横浜大学が、平成28年4月1日からスポーツ科学研究科を追加した。
3. 東京工業大学総合理工学研究科が、平成28年3月31日をもって退会し、生命理工学研究科が、平成28年4月1日に生命理工学院に名称変更。
4. 本覚書は、平成28年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

1. 本覚書は、平成29年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

1. 田園調布学園大学が、平成30年4月1日から本覚書の締結大学となった。
2. 関東学院大学が、平成30年4月1日から看護学研究科を追加した。
3. 横浜国立大学工学府が、平成30年4月1日から理工学府に名称を変更。
4. 本覚書は、平成30年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

1. 横浜創英大学が、令和2年4月1日から本覚書の締結大学となった。
2. 本覚書は、令和2年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

1. 日本女子大学が、令和3年3月31日をもって退会した。
1. 相模女子大学が、令和3年4月1日から社会起業研究科を追加した。
2. 本覚書は、令和3年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

1. 文教大学国際学研究科が、令和4年3月31日をもって退会した。
2. 本覚書は、令和4年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

1. 総合研究大学院大学が、令和5年4月1日に文化科学研究科、物理科学研究科、高エネルギー加速器科学研究科、複合科学研究科、生命科学研究科及び先端科学研究科から先端学術院に改組した。
2. 本覚書は、令和5年4月1日から効力を有するものとする。

別 表

青山学院大学	理工学研究科	総合研究大学院大学	先端学術院
麻布大学	獣医学研究科 環境保健学研究科	鶴見大学	文学研究科
神奈川大学	法学研究科 経済学研究科 経営学研究科 外国語学研究科 理学研究科 工学研究科 歴史民俗資料科学研究科 人間科学研究科 (人間科学研究領域のみ)	田園調布学園大学	人間学研究科
神奈川工科大学	工学研究科	桐蔭横浜大学	法学研究科 工学研究科 スポーツ科学研究科
神奈川歯科大学	歯学研究科	東海大学	文学研究科 政治学研究科 経済学研究科 法学研究科 芸術学研究科 体育学研究科 理学研究科 工学研究科 海洋学研究科 健康科学研究科 人間環境学研究科
鎌倉女子大学	児童学研究科	東京工業大学	生命理工学院
関東学院大学	文学研究科 経済学研究科 法学研究科 工学研究科 看護学研究科	東京工芸大学	工学研究科
北里大学	理学研究科 医療系研究科 看護学研究科 薬学研究科 獣医学系研究科 海洋生命科学研究科 感染制御科学府	東京都市大学	環境情報学研究科
相模女子大学	栄養科学研究科 社会起業研究科	日本大学	生物資源科学研究科 獣医学研究科
松蔭大学	経営管理研究科	フェリス女学院大学	人文科学研究科 国際交流研究科 音楽研究科
昭和大学	保健医療学研究科	文教大学	情報学研究科
湘南工科大学	工学研究科	明治大学	農学研究科
情報セキュリティ大学院大学	情報セキュリティ研究科	横浜国立大学	理工学府 環境情報学府 教育学研究科 国際社会科学府 都市イノベーション学府
女子美術大学	美術研究科	横浜市立大学	医学研究科 都市社会文化研究科 生命ナノシステム科学研究科 生命医科学研究科
聖マリアンナ医科大学	医学研究科	横浜創英大学	看護学研究科
専修大学	経済学研究科 法学研究科 文学研究科 経営学研究科 商学研究科		